

1997年(平成9年)9月25日

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市情報公開審査会
会長 保住昭一

情報公開の請求拒否処分に関する異議申立てについて(答申)

平成8年11月19日付けで諮問された「藤沢市の地下公共施設躯体築造工事と相模鉄道いずみ野線第3期建設工事の同時施行に関する工事協定書すべて」の一部非公開の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市が「藤沢市の地下公共施設躯体築造工事と相模鉄道いずみ野線第3期建設工事の同時施行に関する工事協定書すべて」(以下「本件文書」という。)の情報公開請求に対し、平成8年10月14日付けでした一部非公開処分のうち、非公開とした部分は全部公開とすべきである。

2 事実

- (1) 異議申立人は、平成8年7月3日に、藤沢市長に対し本件文書について藤沢市情報公開条例(以下「条例」という。)第7条の規定により、閲覧等の請求を行った。
- (2) 藤沢市長は、同年7月12日付けで、条例第8条第2項の規定により、異議申立人に対し期間延長の通知を行った。
- (3) 藤沢市長は、同年10月14日付けで、異議申立人に対し一部非公開の決定を行った。
- (4) 異議申立人は、同年11月8日付けで、藤沢市長に対し一部非公開の取消を求める異議申立てを行った。

- (5) 藤沢市長は、同年 1 1 月 1 9 日付けで、条例第 1 2 条第 2 項の規定により、本件異議申立てを藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立人の異議申立ての趣旨は、本件文書について平成 8 年 1 0 月 1 4 日付けの藤沢市長の一部非公開とした処分の取消を求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、藤沢市長が、本件文書について条例第 6 条第 1 項第 2 号及び同項第 3 号イ に該当するとした一部非公開の決定は、次に掲げる理由から条例の解釈及び適用を誤っている、というものである。

横浜市はすでに市営地下鉄の湘南台延伸の工事の入札価格を公開している。また事業費の全体についても、都市計画において公開済みである。相模鉄道株式会社も事業の認定や広告縦覧において事業費の全体を公開している。

藤沢市は工事費の一部について未発注工事があり、将来の契約予定価格等が推定されるとしているが、横浜市も相模鉄道株式会社もすでに事業費を公開していることでもあり、別に非公開とすべきものではない。

公共事業の基礎的調査事項は住民に対し公開されるべきものとするのが裁判所の見解である。

したがって、藤沢市においても、事業費の全体にわたり入札価格は公開すべきものである。

4 実施機関の職員（湘南台地下鉄推進事務所職員）の説明要旨

(1) 本件文書の内容

藤沢市は、横浜市の市営地下鉄 1 号線及び相模鉄道株式会社のいずみ野線の湘南台駅乗り入れに伴う、地下広場、地下自由通路、地下自動車駐車場、地下自転車駐車場等の公共施設整備に関して、横浜市、相模鉄道株式会社、関係機関、地元等との協議、調整を行い、事業の推進を図ってきている。

湘南台駅周辺の公共施設は、鉄道施設と一体構造となるため、躯体築造工事等について、東口側を横浜市、小田急線下を小田急電鉄株式会社、西口側を相模鉄道株

式会社の3者に施行依頼をしている。

本件文書は、藤沢市と相模鉄道株式会社との間の、藤沢市の地下公共施設躯体築造工事と相模鉄道いずみ野線第3期建設工事（以下「本件工事」という。）との同時施行に関する工事協定書である。

(2) 非公開とする理由

条例第6条第1項第2号の該当性

本件文書の相模鉄道株式会社に関連する工事費及び法人の印影については、当該法人の経理、人事に関する情報であって、公開することにより当該法人に著しい不利益を与えるおそれがあるため、条例第6条第1項第2号に該当する。

条例第6条第1項第3号イの該当性

本件文書は、藤沢市と相模鉄道株式会社が締結した工事協定書である。本件工事の工事費については、一部未発注工事（換気塔及び地上への出入口等の付帯工事）があり、将来の契約予定価格等が推定されるものであって、これを公開すると、事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第1項第3号イに該当する。

その他の年度協定書の藤沢市の事業費については契約が完了しているものについては公開しているが、工事費内訳については将来の契約予定価格が推定されるものであり、公開することにより当該事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第1項第3号イ(ア)に該当する。

5 審査会の判断理由

(1) 本件文書の性格

本件文書は、横浜市営地下鉄1号線及び相模鉄道いずみ野線の湘南台駅乗り入れに伴う、本件工事の同時施行に関して、藤沢市と相模鉄道株式会社との間で締結された一連の工事協定書であって、前記2線の湘南台駅への乗り入れに伴い、藤沢市で整備する公共施設（西口地下広場・地下自由通路・地下自動車駐車場・地下自転車駐車場）が鉄道施設と一体であることから、藤沢市が相模鉄道株式会社に土木工事を施行依頼したことを内容とするものである。

(2) 非公開理由の存否

実施機関は、一連の本件文書中、次の部分を非公開とした。（ ） [工事協定

書] 総額等金額すべて及び法人の印影、() [平成5年度協定書] 総額、相模鉄道株式会社負担額、内訳額及び法人の印影、() [平成5年度変更協定書] 総額、相模鉄道株式会社負担額、内訳額及び法人の印影、() [平成6年度協定書] 内訳額及び法人の印影、() [平成7年度協定書(その1)] 内訳額及び法人の印影、() [平成7年度協定書(その2)] 内訳額及び法人の印影。

このうち、本件文書の相模鉄道株式会社に関連する工事費及び法人の印影については条例第6条第1項第2号に、() の工事協定書中の工事費については条例第6条第1項第3号イ(ア)に、() ~ () の年度協定書中の藤沢市の工事費については同じく条例第6条第1項第3号イ(ア)に、それぞれ該当するとされた。

条例第6条第1項第2号は、実施機関が公開を拒むことのできる情報の一つとして、法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人に著しい不利益を与えるおそれのあるもの、を掲げている。

また、条例第6条第1項は、実施機関が公開を拒むことのできる情報の一つとして、第3号に市政執行に関する情報を掲げ、そのイで市又は国等の機関が行う検査、監査及び取締の計画、争訟及び交渉の方針、契約の予定価格、試験の問題等の事務又は事業に関する情報であって、その性質上公開することによって次に掲げる場合のいずれかに該当するもの、と定め、その(ア)として、当該事務又は事業の公正かつ円滑な執行に著しく支障が生ずるおそれがある場合、を掲げている。

まず、本件文書非公開部分の条例第6条第1項第2号該当性について検討する。本件文書中の相模鉄道株式会社に関連する工事費及び法人の印影は、当該法人の事業に関する情報と言え、同号前段に該当すると認められる。

そこで、さらに実施機関が主張するように、同号後段に定める当該法人等に著しい不利益を与えるおそれのある情報と言えるか否か判断する。

本件のように、住民の生活に重大な影響を及ぼす公共施設整備にかかわっては、可能な限り関係の情報を住民に提供する必要を念頭に置きつつ、法人等情報の保護が図られなければならない。この観点に鑑みると、非公開が認められるのは公開による支障の発生が高度の蓋然性をもって客観的に存在する場合に限られるべきである。

まず法人の印影は、一般に法人等により秘密に管理されているとは言えないし、印影の公開により直ちに不正使用等の支障がもたらされるとも言えないので、第2号に該当するとは判断しえない。

また、工事費の公開についても、本件のような住民の生活に重大な影響を及ぼす公共施設整備についての情報公開の重要性が認められる一方で、これを公開することにより直ちに当該法人に著しい具体的不利益を生じさせる高度の蓋然性を見いだ

すのは困難であるので、これも第2号に該当するとは判断できない。

次に、本件文書非公開部分のうち、工事協定書中の工事費の条例第6条第1項第3号イ(ア)該当性につき検討する。これは、実施機関も言うように、公共工事の発注者である相模鉄道株式会社が、競争入札又は随意契約を行う際にその契約金額を決定するための基準となるもので、発注者が事前に作成する設計金額(予定価格)と言え、同号イに該当すると認められる。

そこで次に、さらに(ア)に定める事務・事業の公正・円滑な執行に著しく支障が生ずるおそれがある場合に該当するか否かについて判断する。

第3号イ(ア)が対象とするいわゆる行政運営にかかわる情報は、本来まさに情報公開の正面に据えられなければならない情報であり、非公開が認められるのは公開すると事務・事業の遂行が不可能とされたり、その目的が損なわれる場合などきわめて厳格かつ限定的に考えるべきであり、実施機関の主観による判断ではなく、具体的支障発生の危険が高度の蓋然性をもって客観的に存在することが求められる。本件のように、住民の生活に重大な影響を及ぼす公共施設整備にかかわっては、とりわけ、可能な限り関係の情報を住民に提供することが要請される。

実施機関は、本件工事では、藤沢市委託の一部未発注工事があり、将来の契約予定価格が推定され、競争入札の効果を減殺するおそれがあるとともに、落札決定後の予定価格の公表も、同種工事の予定価格を類推されるおそれもあるなどとして非公開の妥当性と(ア)への該当を主張するが、本件文書のような工事費の総額や負担額はもとより、きわめて大まかな分類による工事費内訳の公表により直ちに一部未発注分の契約予定価格や将来の同種の工事の予定価格が厳密に推定若しくは類推され、競争入札の効果をほとんど減殺させるような支障が生ずる高度の蓋然性があると言ったのは、まったく同じ工事内容というのも想定しにくいことなども併せて考えると、困難であり、これに藤沢市では入札結果については従来から公表されてきたことや、公共事業、とりわけその公費使用への住民の監視の重要性も勘案すると、本件文書非公開部分はいずれも(ア)に該当しないと判断される。

最後に、本件文書非公開部分のうち、各年度協定書中の藤沢市の工事費の条例第6条第1項第3号イ(ア)該当性につき検討する。これも前記工事協定書と同様、同号イに該当すると認められる。

そこで次に、さらに(ア)に該当するか否かについて判断する。

第3号イ(ア)が対象とするいわゆる行政運営にかかわる情報は、本来まさに情報公開の正面に据えられなければならない情報であり、非公開が認められるのは公開すると事務・事業の遂行が不可能とされたり、その目的が損なわれる場合などきわめて厳格かつ限定的に考えるべきであり、実施機関の主観による判断ではなく、具体的支障発生の危険が高度の蓋然性をもって客観的に存在することが求められるこ

と、及び本件のように、住民の生活に重大な影響を及ぼす公共施設整備にかかわっては、とりわけ、可能な限り関係の情報を住民に提供することが要請されること、は既に指摘したとおりである。

実施機関は、本件文書非公開部分のうち年度協定書の藤沢市の工事費の内訳については将来の契約予定価格が推定され、当該事業の公正・円滑な執行に著しく支障が生ずるおそれがあると主張するが、本件文書のような工事費の総額や負担額はもとより、きわめて大まかな分類による工事費内訳の公表により直ちにそのような支障が生ずる高度の蓋然性があるとまで言うのは困難であり、これに藤沢市では入札結果については従来から公表されてきたことや、公共事業、とりわけその公費使用への住民の監視の重要性も勘案すると、本件文書非公開部分はいずれも(ア)に該当しないと判断されること、は前記工事協定書の場合と同様である。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

審査会の処理経過

藤沢市の地下公共施設躯体築造工事と相模鉄道いずみ野線
第3期建設工事の同時施行に関する工事協定書すべて

年 月 日	処 理 内 容
1996・11・19	・ 諮問
12・6	・ 審査会から市長に非公開理由説明書の提出要請
12・20	・ 市長から審査会に非公開理由説明書の提出
1997・1・7	・ 審査会から異議申立人に非公開理由説明書の写しを送付 及び意見書の提出要請
1・16	・ 異議申立人から審査会に意見書の提出
1・17	・ 審査会から市長に意見書の写しを送付及び非公開処分に 係る対象文書の提出要請
1・23	・ 審議
2・27	・ 実施機関からの意見聴取 ・ 異議申立人からの意見聴取 ・ 審議
3・24	・ 審議
4・17	・ 審議
5・15	・ 審議
6・26	・ 審議
7・24	・ 審議
9・25	・ 答申

第6期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期 1996.2.1 ~ 1998.1.31)

会長

会長職務代理者

氏名	役職名等
亀田 帛子	・ 津田塾大学学芸学部教授
高井 巖	・ (財) 汎セナ-国際貿易観光会館専務理事
田島 泰彦	・ 神奈川大学短期大学部教授
長谷川 昇	・ 弁護士
保住 昭一	・ 明治大学法学部教授

(50音順)